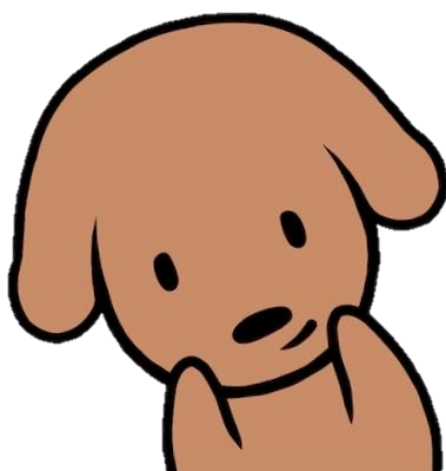


大阪府立布施高等学校
定時制の課程

せい と こころ え
生徒心得

令和5(2023)年度



オリジナルマスコット
キャラクター「フセッテイ」

年 組 番 名前

発行：生徒指導部

1

あんぜん あんしん けんぜん がっこうせいかつ おく

安全・安心・健全な学校生活を送るために



がっこうせいかつ きほん じっこう
◎学校生活の「3つの基本」を実行しよう！

- がっこう きそく まも じゅぎょう たいせつ なかま たいせつ
 ①学校の規則を守る！ ②授業を大切に！ ③仲間を大切に！

せいとこころえ
◎生徒心得

ほんじてってい ・凡事徹底

なん あ まえ てっていき おこな
何でもないような当たり前のことを徹底的に行うこと、または
あ まえ きわ たにん ついずい ゆる
当たり前のことを極めて他人の追随を許さないこと。

ほそくながく ・細く長く

むり じぶん たも
無理をしたり、すぐあきらめたりせず、自分のペースを保ちつ
もくひょうたっせい じみち と く
つも目標達成のためにこつこつ地道に取り組む

たいせつ ・わたし、あなた、みんなを大切に


なかま たいせつ じぶんじしん たいせつ
まわりの仲間を大切にだけでなく、自分自身も大切にす
る。自己肯定が行えないと他人の人権を大切にしづらい。“わた
し”を大切にすることで“あなた”“みんな”を大切にできる。

しゃかい ゆる がっこう ゆる ・社会で許されないことは学校でも許されない

きはんいしき がっこうせいかつ おく しゃかい やぶ
規範意識をもって学校生活を送る。社会のルールを破れば、
ほうてきせいさい う がっこう れいがい
法的制裁を受けなければならない。学校も例外ではない。「きま
りを守ること」「礼儀正しく人と接すること」

げんき かんどう ・元気！感動！つながり！


かつどう きりよく げんき ふか かんめい う つよ
活動のもとになる気力である“元気”、深い感銘を受けて強く
こころ うご かんどう ささえあい たすけあ
心を動かされる“感動”、支え合いとともに助け合う“つながり”
がっこうせいかつ たいけん
を学校生活で体験しよう！

2 ^{び か かつどう} ^{せいそう} 美化活動（清掃）について 

美化活動テーマ

きれいな学校！さわやか学習！

**環境が人をつくる
その環境は人がつくる**



4 S（^{せいり}整理、^{せいとん}整頓、^{せいそう}清掃、^{せいけつ}清潔）を心がけよう！

^{げこうじ}下校時は ^{つくえ}机の ^{たてよこ}縦横の ^{なら}並びをきれいにしよう！



大阪府立 布施 高等学校 生徒指導部

定期制の授業

みんなが学校をきれいにしよう！

高めよう美化意識！



おおそうじ ^{じっし} 大掃除を実施します！

ぜんいん ^{がっこう} 全員で学校をきれいにしよう！

※実施日は、^{じっしび} 今後お伝えします。

掃除をするとき

- 一、心が磨かれる
- 二、謙虚な人になれる
- 三、気づく人になれる
- 四、感動の心が生まれる
- 五、感謝の心がめばえる

掃除

やらされているのではなく

使命感をもつて

すすんでやる

この差は大きい




3 せいときそく 生徒規則について

せいときそく せいと あんぜん がっこうせいかつ おくる
 生徒規則はすべての生徒が安全でよりよい学校生活を送ることができるようにするための指針です。

「知らなかった」ではすまされません。

“わたし、あなた、みんなを大切に”するために、ルールはしっかり守りましょう。

(1) 「知らなかった」ではすまされないこと

①ルールを守らなかった場合、

**とくべつしどう
特別指導**

**ちようかい くんこく ていがく
懲戒(訓告・停学など)**

があります。

②指導対象になった場合は、原則、保護者に連絡します。

③訓告・停学などの懲戒処分を受けた場合は、
 原則、保護者に学校に来てもらいます。

④特別指導・懲戒の対象となる項目一覧 (例)

1	喫煙	11	校内での占有離脱物横領	21	単車・自動車通学
2	校内飲酒	12	酒気帯び登校・未成年飲酒	22	土足での校舎内侵入
3	薬物等少年事件事案	13	インターネット事案 誹謗中傷、SNS 不適切使用	23	スリッパでの校舎外徘徊
4	一方的な暴力行為	14	全日制への迷惑行為	24	授業中の教室内飲食
5	金品強要(恐喝)	15	対教師暴言	25	考査時の不正行為
6	校内窃盗・盗撮	16	授業・考査妨害	26	学校外への無断外出・無断早退
7	万引き	17	性的発言等の迷惑行為	27	指導忌避
8	対教師暴力	18	立入禁止区域への侵入	28	その他不適切な行為
9	威嚇行為	19	部外者連れ込み		
10	校内器物損壊盗電行為	20	授業中のスマホ使用		

(2) 規 則

ちゅうい しどう したが ばあい てってい とくべつしどう おこな
注意、指導に従わない場合は、徹底した特別指導を行います。

① 自転車通学について

- ・ 自転車利用者は自転車保険の加入の義務がある。(大阪府自転車条例)
- ・ すべての年齢の人にヘルメットの着用の

努力義務がある。(大阪府自転車条例)

- ・ 交通ルールを守り、安全に走行する。法令を遵守し、「二人乗り」や「無灯火運転」「信号無視」「イヤホンをつけての走行」などの危険運転をしない。

- ・ 正門から校内に入ること。その際は降車するか減速すること。

- ・ 学年ごとに定められた場所に駐輪すること。

- ・ 自転車で登校したが、急な雨天などを理由として自転車を学校に置いて下校する場合は、『駐輪許可証』を職員室で受け取り、自転車のハンドル等に設置し、教員用駐輪場に移動させること。

→ 『駐輪許可証』は翌日必ず返却すること。

- ・ 事故にあった場合は、必ず警察に通報すること。絶対に自分だけで処理しようとはしないこと。



② 単車・自動車通学の禁止

- ・ 校内への乗り入れはもちろんのこと周辺駐車場等への駐車も厳禁。

- ・ 授業日でなくても禁止。



③ 校舎内ではスリッパを着用すること

- ・ 土足で校舎内に立ち入っては絶対にいけない。

- ・ スリッパで校舎外に出てはいけない。

土足禁止
No shoes



じゅぎょうちゅう
④ 授業中

- 授業中にロッカーに忘れ物を取りに行くことは禁止する。
- 授業中は、寝ない！私語しない！スマホ見ない！集中する！
- 机の上に飲み物や食べ物は置かないこと。
- 授業に必要なのない物は持ち込まない。
- 不必要な物やスマホ等は教員が預かる場合がある。



そうたい
⑤ 早退について

- 早退を希望する生徒は、職員室に行き、先生に申し出る。
- 職員室にある『早退届』に必要事項を記入し、提出する。
- 『早退許可書』を受け取り、下校する。
- 『早退許可書』は教員から提示が求められれば、見せなければならぬ。
- くれぐれも勝手に許可なく帰らないこと。
- 無断外出は厳禁。



たちいりきんしくいき
⑥ 立ち入り禁止区域

- 教員がいない教室・体育館・柔剣道場・グラウンドなど授業が行われていない場所。
- 体育館裏や非常階段など授業で使用しない場所。
- 3階渡り廊下や生徒館3・4階など立入禁止の表示がある場所
- その他、学習活動に関係のない場所



とうでんこうい きんし
⑦ 盗電行為の禁止

- 学校のコンセントを使用して充電することは禁止。

⑧ 暴言・性的な発言等の迷惑行為をしない

よく考えて発言しましょう。たとえ冗談であっても許されません。

⑨ 校舎・備品などの物を大切に使う

・安易な気持ちで落書きや傷をつけたり、感情的になって殴るなどしない。

・故意ではない場合でも実費による弁償となる。

・本校では全日制と定時制が同じ教室を使っている。お互いが気持ちよく学校生活が送れるように学校の備品については大切に使用すること。



⑩ 部外者を連れ込まない

・友人や知り合いを勝手に校内に連れてこない、誘導しない。

・この行為も特別指導の対象である。

・不審者と判断した場合は警察に通報します。

⑪ 喫煙について

・20歳未満の者の喫煙は法律で禁止されている。

・20歳以上の者であっても学校敷地内と学校周辺は条例で完全禁煙。

・20歳未満の者が喫煙具（たばこ、ライター、アイコスなどの電子たばこ等）を所持していた場合は学校で預かり、保護者に返却する。

・火のついたタバコをもっていた場合も喫煙行為とみなす。

また、校内の場合、吸い殻が足元に落ちていた場合も喫煙行為とみなします。





いじめのない安心・安全・健全な学習環境をつくるために

いがい きづかない
意外と気づかない
じぶん こうどう
自分の行動

「いじめ行為はよくないこと」

このことは、皆さんよく知っているはずですが。「自分はそんなひどいことはしない！」そう思っている人が大半だと思います。しかし、今一度、自分たちの行動を振り返ってみてください。いじめが社会問題として大きく取り上げられています。当事者たちに「いじめをしている」という認識はなく、指摘されてはじめて気づくことが多くあるのです。

※こんなことはしていませんか？

- 特定の人が発言すると、目配せをしてくすくす笑う、舌打ちをする。
- あからさまにその人が嫌いという態度をわざわざみせる。
- 特定の人を避けるような素振りをしたり、「汚い」等と発言する。
- 何回注意しても聞かない人に対して、乱暴な発言を繰り返す。
- インターネット（SNS等）に悪口や愚痴、誹謗中傷を書き込む。
- 無断で写真や動画を撮影する。それを「ネットにのせる」「拡散する」「みんなに見せる」と言ってからかう。
- 特定の人を馬鹿にしてしつこく「いじる」。
- ふざけてなぐる、叩く。等々・・・



「冗談のつもりだった」「いじっただけ」「ふざけていた」「相手の悪い所をなおそうと思っただけ」
大半の人はそう発言します。大きな問題に発展してから、良くないことだったと反省しても遅いのです。

心の中では「イヤだな…」と書いていても、「嫌われたくない」という思いから笑ってごまかしていることもあります。相手が笑っているから、周りがウケているから、みんなが喜んでいてと思いませんか？

馬鹿にされたり、きつい言葉を言われて喜ぶ人はいません。
勝手に『大丈夫』と思い込んでいませんか。

もと
求められる
かんが ちから
『考える力』

じゅうにんといろ い にんげん ちがいます ちが
十人十色と言われるように、人間はみんな違います。違ってよい
がっこうせいかつ しゅうだん ば き あうもの き あわない
のです。学校生活は集団の場です。気の合う者もいれば、気の合わない
もの ひと せいぎ ちが かん しょうとつ
者もいます。人にはそれぞれに正義があって、価値観があります。衝突
しゆぎ しゆちよう たいりつ う た
することもあつてしょう。主義・主張をそのままぶつけることは対立を生みます。他を
みと ころも ち かいけつ ぜんいん しんけん
認める心を持ち、どのように行動すれば、解決することができるのか、全員が真剣に
かんがえて こうどう ひつよう ほう もんだい かんがえかた まちが
「考えて」行動する必要があります。「いじめられる方に問題がある」という考え方は間違っ
ています。「考える力」をしっかり身に付け、お互いに尊重しあうことが大切です。

あいて きもち きもち かんがえよう 「のり」 はげん
相手の気持ち、まわりの気持ちを考えよう。『ノリ』で発言していませんか。

そうだん
相談しよう！

いや おもい おもい ひと
◎嫌な思い、つらい思いをしている人はいませんか。
◎「ちょっとやりすぎだな…」「あんなことやめればいいのに…」と思っている人はいませんか。

せんせい ほごしゃ かたがた みなさん じゅうじつ がっこうせいかつ おくって ころからねが
先生や保護者の方々は皆さんに充実した学校生活を送ってほしいと心から願っています。
じぶん かいけつ かならず せんせい ほごしゃ ほう そうだん そうだん
す。自分だけで解決しようとせず、必ず、先生や保護者の方に相談をしましょう。相談すること
を「チクリ」等ととらえてはいけません。学校が安全・安心・健全であるために、明るく
たのしいがっこう そうだん
楽しい学校にするために、ぜひ、相談をしてください。



だれ あんしん すごせる がっこう
誰もが安心して過ごせる学校をみんなで作ろう！

情報(ネット)モラルを身につけよう！

近年、子どもたちのメディア環境が大きく変化し、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な使用による青少年の犯罪被害、さらにプライバシー上の問題等につながるケースが増えており社会問題となっています。特に、SNS等の利用に伴うトラブルは思いもよらぬ事態に発展することもあり、社会の情報(ネット)モラルの向上は急務であると考えます。インターネットは誰もが世界に情報が発信できる便利なツールです。同時にその危険性を認識しないまま利用すると、トラブル・事件に巻き込まれる等の不測の事態になりかねません。また、被害を受けるだけでなく、知らず知らずのうちに加害者になることもあり得ます。『自分は大丈夫』はありません。人権意識を高く持ち、安全・安心・健全なネット利用に努めましょう。

1 インターネットに関する考え方

ネットに関するトラブルは社会問題となっています。

以下の①～③の項目について、しっかりと認識し、安全・安心なネット利用を心がけましょう。

①インターネットに関わる機器の扱いについては、保護者が責任者である。

未成年者の場合、スマートフォンなどのインターネットへの接続機器の契約については、保護者の同意が必要となります。よって、その責任は保護者にあります。皆さんが社会のルールに背いた場合、保護者にも迷惑がかかるのです。

②インターネットの利用(LINE、SNS等を含む)には危険性が伴うことを認識する。

危険回避を自らおこなわなければ、『被害者』にも『加害者』にもなってしまいます。ネットの世界において、昨日までの『被害者』が今日の『加害者』ということも珍しくありません。ネットを扱う上で『被害者』にも『加害者』にもなりうる危険性があること、その覚悟を持ってネットを利用する必要があります。

③生徒のネット機器の扱いについて、学校がおこなう管理・監督には限界がある。

本校では、ネットモラル育成に向けて徹底した指導をおこなっています。しかしながら、インターネットの中には無限の世界が広がっており、一旦トラブルが発生したとしても、第三者が全貌を把握することはほぼ不可能な状態になります。そもそもスマートフォン・携帯電話は個人の所有物であり、第三者がその使用に制限をかけられる範囲には限界があります。学校ができることはあくまでモラル指導であり、管理・監督の範囲は極めて限定的です。インターネット内は校内ではありません。

◎保護者・生徒が全責任を負えない場合、インターネットの利用、スマートフォン・携帯電話

の利用及びLINE、SNSの利用はおすすめできません。

2 つぎ ぜったい 次のことは絶対にやめましょう

□個人情報を書き込んでいませんか。(他人のものも含む)

→学校名、学年、クラス、氏名、住所、写真など

□他人が写っている写真をのせていませんか。

→友人と撮った写真、集合写真、周囲の人も写りこんでいる写真、居住区や生活圏がわかる又は予測できる写真など

→無断撮影は盗撮行為であり、犯罪です

□感情的な書き込みをしていませんか。

□悪口、愚痴、誹謗中傷を書き込んでいませんか。

→個人名を出していなくてもトラブルに発展します。

□脅迫、犯罪予告やそれに類する書き込みをしていませんか。

□Twitter等を使って正体不明を装い、他人の個人情報や誹謗中傷を書き込んでいませんか。

※LINEグループ内、SNSの非公開設定であっても書き込み内容や情報は漏えいします。

3 か こ げんいん しょう 書き込みが原因で生じるトラブル

軽い気持ちでSNSやLINE等にかきこんだ内容(写真も含む)が、相手にとっては、とても傷ついたり、腹が立つ言葉に感じたりすることがあります。きっかけは些細なことであっても、大きな事件に発展してしまうこともあるので、書き込む内容には注意が必要です。

① あいて きもち かんが 相手の気持ちを考える。

- ・軽い気持ちで書いた言葉が相手をひどく傷つけたり、腹を立たせてしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかを考えましょう。
- ・文字によるコミュニケーションは、対面と比べて感情や真意が伝わりにくいので気をつけましょう。
- ・「むかつく」「うっとおしい」等、嫌な言葉を書き込むと、読んだ人は「自分のことかも…」と不安になります。絶対にやめましょう。

② とくせい りかい インターネットの特性を理解する。

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐ広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。インターネットは匿名ではありません。

③ しかに ばあい ほうてき せきいん とわれる りかい 「仕返し」をした場合、法的な責任を問われることを理解する。

- ・書き込みに腹が立つても、暴力に訴えるような行為をしてはいけません。また、相手を誹謗中傷するような書き込みを行ってはいけません。自分も「加害者」になってしまいます。

④ そうだん トラブルにあったら相談する。

- ・トラブルにあった場合、気づいた場合はすぐに保護者や教師等、大人に相談しましょう。



ふせてい